公益社団法人日本口腔インプラント学会 職員在宅勤務規程

令和4年3月27日制定

(在宅勤務制度の目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下「本会」という。)職員就業規則(以下「就業規則」という。)第19条の2に基づき、職員が在宅で勤務する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(在宅勤務の定義)

第2条 在宅勤務とは、職員の自宅、その他自宅に準じる場所(本会の指定する場所に限る。)において情報通信機器を利用した業務をいう。

(在宅勤務の対象者)

第3条 在宅勤務の対象者は、就業規則第2条第1項に規定する職員する。

(在宅勤務時の服務規律)

- 第4条 在宅に従事する者(以下「在宅勤務者」という。)は就業規則第36条及び個人情報保護に関する基本方針、公益社団法人日本口腔インプラント学会個人情報保護に関する規程並びに公益社団法人日本口腔インプラント学会個人情報保護に関する運用細則(以下「セキュリティガイドライン」という。)に定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 在宅勤務の際に、事務局または職員間で画像または音声による通信をする場合には、業務内容 が第三者に伝わることのないよう必要な処置をとること。
 - (2) 在宅勤務中は業務に専念すること。
 - (3) 第1号に定める情報及び成果物は紛失、毀損しないように丁寧に取扱い、セキュリティガイドラインに準じた確実な方法で保管・管理しなければならないこと。
 - (4) 在宅勤務中は自宅以外の場所で業務を行ってはならないこと。
 - (5) 在宅勤務の実施に当たっては、本会情報の取扱いに関し、セキュリティガイドライン及び関連 規程を遵守すること。

(在宅勤務時の労働時間)

- 第5条 在宅勤務時の労働時間については、就業規則第18条の定めるところによる。
- 2 前項にかかわらず、本会の承認を受けて始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更をすることができる。
- 3 前項の規定により所定労働時間が短くなる者の給与については、育児・介護休業規程第15条に 規定する勤務短縮措置等の給与の取り扱いに準じる。

(休憩時間)

- 第6条 在宅勤務者の休憩時間については、就業規則第18条の定めるところによる。 (休日)
- 第7条 在宅勤務者の休日については、就業規則第19条に定めるところによる。

(時間外勤務及び休日勤務)

第8条 在宅勤務者が時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務をする場合は所定の手続を経て事務局長

- の許可を受けなければならない。
- 2 時間外及び休日勤務について必要な事項は就業規則第20条の定めるところによる。
- 3 時間外、休日及び深夜の勤務については、公益社団法人日本口腔インプラント学会職員給与規程 (以下「給与規程」という。)に基づき、時間外手当、休日給及び深夜手当を支給する。 (欠勤等)
- 第9条 在宅勤務者が、欠勤し、又は勤務時間中に私用のために勤務を一時中断する場合は、事前に 申し出て許可を得なくてはならない。ただし、やむを得ない事情で事前に申し出ることができなか った場合は、事後速やかに届け出なければならない。
- 2 前項の欠勤、私用外出の賃金については給与規程第12条の定めるところによる。 (業務の開始及び終了の報告)
- 第10条 在宅勤務者は就業規則第15条の規定にかかわらず、勤務の開始及び終了について次の いずれかの方法により報告しなければならない。
- (1) 電話
- (2) 電子メール
- (3) 勤怠管理ツール

(業務内容の確認及び報告)

第11条 在宅勤務者は、事務局長との間で、事前に在宅勤務で行う業務を確認し、事後にその業務 の進捗状況を報告しなければならない。

(給与)

- 第12条 在宅勤務者の給与については、就業規則第30条の定めるところによる。 (費用の負担)
- 第13条 在宅勤務に伴って業務上必要となる郵送費、事務用品費、消耗品費その他本会が認めた費用は本会の負担とし、在宅勤務中に発生する水道光熱費その他の費用については在宅勤務者の負担とする。

(情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等)

第14条 本会は、在宅勤務者が業務に必要とするパソコン、プリンタ等の情報通信機器、ソフトウェア及びこれらに類する物を貸与する。なお、当該パソコンに本会の許可を受けずにソフトウェアをインストールしてはならない。ただし、通信上のトラブルその他緊急の必要性等に基づき本会が承認した場合には本会が貸与した以外の機器を使うことができる。

(災害補償)

第15条 在宅勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、就業規則第39条の定めるところによる。

(補 則)

第16条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附則

1 この規程は、令和4年3月27日に制定し、令和4年4月1日から施行する。